

薩摩川内市子ども計画（素案）に係るパブリックコメントの結果

保健福祉部 子育て支援課

- 1 実施期間 令和8年1月14日（水）～令和8年2月13日（金）
- 2 受付人数 2人（19件）
※複数のご意見を提出している場合があるため、受付人数と意見数は一致しません。
※ご意見については、受付順に掲載しています。
- 3 意見の内容及び市の考え方

No.	ご意見		ご意見に対する市の考え方	
	要旨と関連ページ	内容	方針	内容
1	「学習支援事業」について P122 P162 P163 P167	通信制・定時制高校で学習の進め方が困難な高校生に対しても学習を支援とあるが、公立、私立を問わず、すべての通信制・定時制の高校生を支援するのか。 また、支援してくれる人はどのような人なのか。（学習指導の実績など）	原案のとおり	本事業では、集団での学習や活動が困難な子ども、家庭環境が整わず学習の機会を確保できない子ども等へ自主学習の機会を提供しています。 公立・私立を問わずに、全ての通信制・定時制高校の生徒を支援対象としており、対象者や保護者からの相談を受け、家庭の状況に応じて対応しています。 生活困窮者自立支援制度の支援者養成研修を受講している職員が支援に関わっています。 通信制・定時制高校生の支援実績 令和6年度：3人 令和7年度：3人
2	「学習支援事業」について P122 P162 P163 P167	薩摩川内市内にいくつか通信制高校のサポート校があり、そこでも学習支援を行っているようだが、それらとの違いは何か。	原案のとおり	本事業では、集団での学習や活動が困難な子ども、家庭環境が整わず学習の機会を確保できない子ども等へ自主学習の機会を提供しています。 子どもの状況に応じた学習面のフォローやレポートへの助言等を行っているほか、必要に応じて学習面だけでなく生活面でも助言するなどの支援を行っています。
3	「学習支援事業」について P122 P162 P163 P167	すでに通信制高校に在籍しており、サポート校にて学習支援を受けている場合の費用の助成も含まれるのか。	原案のとおり	学習支援事業は、学習面の支援等を行っており、費用の助成は行っていない。
4	「女性のデジタル人材育成事業」について P152	ジェンダー平等の観点から、女性に限定するのではなく、性別を問わず、デジタル人材の育成をすべきではないのか。	原案のとおり	次世代をリードする人材の育成として、性別を問わず夢や希望を実現する環境づくりを目指します。 一方、現状において、デジタル分野での女性の参加比率が低い等ジェンダーによる格差が生じていることや、国の方針を踏まえ、女性のデジタル人材育成を先行し、固定的性別役割分担意識の解消につなげ誰もが力を発揮できる環境づくりにつなげてまいります。
5	「こども」と「子ども」の表記について P8～P9	P8～P9に「こども」と「子ども」が混在しています。整理の必要はないのでしょうか。	計画修正	「こども」と「子ども」の表記については、原則として「こども」の表記に合わせるよう修正します。 法律や条例等で用いられる用語の場合など特別な場合は「子ども」の表記を用います。計画に「こども」と「子ども」の表記が混在することになりますが、ご理解ください。

No.	ご意見		ご意見に対する市の考え方	
	要旨と関連ページ	内容	方針	内容
6	「こども・若者の状況」について P 2 6～P 2 8	P 2 6～P 2 8では、「こども・若者の状況」「小中学生の学習状況」「児童虐待」「家庭児童」「青少年の健全育成」「児童生徒の問題行動」「少年非行」とこどもの括り方が混在しています。	原案のとおり	こども計画での「こども」とは、0歳から概ね29歳までの者を指し、乳幼児から青年期の若者まで幅広い年齢層が計画の対象となります。この中でテーマに沿って本市の状況を記載しているため、わかりにくい印象を受けるかもしれませんが、ご理解ください。
7	「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について P 2 8	P 2 8には「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」という文がありますが、この前後も含めた文脈によると「不登校」は問題行動であり健全育成から逸脱しているものであるという意味ととらえることもでき、「不登校状態」のこどもたちと家族に責任が向けられてしまう可能性があるのではと思います。「不登校」は、様々な背景で登校したくてもできない状態だと思いますので、誤解が生じないような表現でできればと思います。	計画修正	ご指摘のとおり、不登校は問題行動を指すものではありません。調査の名称は変更できませんので、見出し及び文章中の「問題行動」を「生徒指導上の課題や支援を要する状況」に修正します。
8	アンケート調査結果の分析について P 5 0	子どもに関する様々な考えについての中で「学校は……子どもにとって大切な居場所の1つであると思う」が86.9%とあるが、13.1%が「思わない」となるので、この13.1%は35人学級では約4.6人という大きな数字になります。そこをどうとらえるのかをきちんと向き合えるような分析にしてほしいです。	原案のとおり	アンケート調査の結果を踏まえ、学校を居場所と思えず辛い気持ちを抱えるこどもにはスクールソーシャルワーカーといった専門職がフォローし学校に行きたくないという気持ちに寄り添い、学校がこどもにとって行きたいと思えるような環境改善、居場所づくりに取り組んでまいります。
9	アンケート調査結果 P 6 3 P 6 6	P 6 3の「放課後を過ごす場所(中学生調査のみ)」やP 6 6の「勉強について」から見えてくる所得間格差は、子どもの力の大きな損失につながっているのではと思います。	原案のとおり	こども計画では、こどもの貧困の解消が大きな柱のひとつとなっており、「医療・食・教育で格差のない社会づくり」を基本施策に掲げています。 所得格差により教育を受ける機会が損なわれないよう取り組んでまいります。
10	不登校の子どもの居場所について P 6 6～P 6 8 P 7 0～P 7 1	P 6 6からP 6 8にある「子どもの居場所」については、運営するスタッフや予算など厳しい状況の中で考える必要があるのですが、P 7 0のこどもの権利やP 7 1の「こどもまんなか社会とこども施策について」で目指すような中に不登校の子どもも利用できる給食のあり方や教育支援センターのような場所と子ども食堂がつながった取り組みのようなものは構築できないものかと思います。 それがP 7 8からの様々な意見とつながり、夏休み中の教育支援センターの開放や子ども食堂との連携などが子どもたちの安心につながっていくのではないかと思います。	原案のとおり	教育支援センター（スマイルーム）は、学校外に設置しているため、児童生徒の昼食については、給食ではなく弁当持参としています。ご意見の子ども食堂との連携については、今後の参考とさせていただきます。 教育支援センターの開室日は、学校開校日と同じであり、休日の開室は難しいと考えます。

No.	ご意見		ご意見に対する市の考え方	
	要旨と関連ページ	内容	方針	内容
11	いじめ問題の対応について P 1 3 4 ～ P 1 3 5	P 1 3 4 のいじめ問題の対応についてのアンケート実施では、不登校の子どももアンケートの数に含まれているのでしょうか。もし、含まれずに「毎日学校に行くことが楽しい」が9割を超えていますという言い方だとすれば、情報が正確ではない気がします。 さらにP 1 3 5にあるこどもの教育の充実のための学校における働き方改革の推進の究極の目的は、先生方が不登校の子どもをはじめとしてどんな立場の子どもにも対応できるための時間を生み出すところにあるのだらうと思います。	計画修正	全児童生徒が対象ですが、数値は、アンケートに回答した者の算出となっています。ご指摘のとおり、母数が異なり、誤解を与える可能性もあるので、文言を削除します。 なお、今後はICT機器（タブレット端末）を活用することで、全児童生徒がアンケートに回答できるよう努めます。
12	学校や担任の負担について P 1 3 6 ～ P 1 4 5 ～	P 1 3 6 からの様々な取り組みやP 1 4 5 からの様々な推進については、学校や担任にとって様々な子どもへの対応ができなくなるような負担になっていないかの検証も必要かと思います。	原案のとおり	多様な背景やニーズを持つ児童生徒が増える中で、学校や学級担任にきめ細かな対応が求められていることは事実であり、一定の負担感が生じていることは認識しています。 一方でスクールソーシャルワーカーや関係機関との連携、相談体制の充実、学校校務支援員による教職員負担の軽減にも配慮しながら、事業を進めてまいります。
13	インクルーシブ教育システムの推進について P 1 4 1	P 1 4 1 からのインクルーシブ教育システムの推進については、どんな子どもも分離しない「みんなちがってみんないい」という理念の追及なのだろうと思いますので、特別支援学級や特別支援学校のように分離した場所で最適な学びから同じ場所で個々に最適な学びを可能にするP 9 5、P 9 6にあるような薩摩川内市DEI宣言で謳っている理念につながるのだらうと思います。	原案のとおり	インクルーシブ教育システムの推進については、記載のとおり多様な学びの場の整備に取り組めます。交流及び共同学習や必要に応じた柔軟な学びの場は、ご意見のとおり、DEIが目指す心豊かな暮らしの実現につながると考えます。
14	「男女平等」と「多様性の尊重」の使い分けについて P 1 5 4 P 1 5 5	P 1 5 4 と P 1 5 5 の内容がほぼ同じです。「男女平等」と「多様性の尊重」はどのように使い分けるものなのかと感じました。	計画修正	「男女平等」とは、性別により不利益を生じないようにする考え方で、「多様性の尊重」は、一人ひとりの違いを認め合うことと言えますが、どちらも個人を尊重する点では重なる部分もあります。 ご指摘のとおり、施策の方向4の基本施策1と基本施策2で施策目標が重複している部分があります。基本施策1は多様性の尊重という視点で子ども・若者の権利の尊重に関して施策目標や具体的施策を修正し、基本施策2は男女平等の視点で男女共同参画について記載します。
15	不登校対策について P 1 6 1 ～	P 1 6 1 から出てくる「教育支援センター」と「校内教育支援センター」は似ていますが別物です。（R 8 年度から教育支援センターになると思います。）不登校対策としての支援ですが、給食問題や通学の負担もありますので、可能な限り給食が対応できる環境づくりやくるくるバスの無料利用などが小中学生の利用者に与えられても良いのではと思います。また、高校浪人や高校中退のこどもの居場所としての提供場所もスマイルルームなどに含められたらと思います。	原案のとおり	教育支援センターに通室する児童生徒の通学費については、「薩摩川内市遠距離児童生徒通学費支給要綱」により通学費の補助をしています。ただし、通学距離が児童は片道4キロメートル以上、生徒は片道6キロメートル以上が支給対象となります。 教育支援センターへの通室は、児童生徒を対象にしていることから、高校生等の利用は考えていません。

No.	ご意見		ご意見に対する市の考え方	
	要旨と関連ページ	内容	方針	内容
16	施策目標の文章について P 1 6 7	P 1 6 7 の真ん中あたり「学習支援を実施について取り組みます」は、文が変な感じがします。	計画修正	文言を「学習を支援します。」に修正します。
17	「母子家庭」「父子家庭」「寡婦」「ひとり親家庭」の使い分けについて P 1 6 9 P 1 7 0 P 3 9 ～ P 4 1 P 5 6	P 1 6 9 の「母子家庭」「父子家庭」「寡婦」「ひとり親家庭」の言葉は、それぞれ混在していますが、このままで大丈夫なのでしょうか。(P 3 9 ～ P 4 1、P 5 6)	原案のとおり	施策の根拠となる「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく用語を用いており、法には用いられていませんが、母子家庭と父子家庭を合わせて「ひとり親家庭」と表現している場合もあります。
18	文言の誤りについて P 1 7 2	P 1 7 2 のイの具体的施策の「教育支援センター指導員」→指導員× 「支援員」○	計画修正	ご指摘のとおり、誤植がありましたので、修正します。
19	学校への多目的トイレの設置について P 2 2 0	P 2 2 0 の 1 5 「学校の洋式トイレの割合」も目標として大切ですが、男女別しかないので登校できないというこどもがいますので、「多目的トイレ」の設置も小中学校が必要です。うちが我慢すればよいのでと声をあげない方もいらっしゃいます。	原案のとおり	多目的トイレを設置するスペース等の課題もあることから、今後研究してまいります。